

生活のきまりの見直し

『4つの視点』

- I 学校という「学習をする場」、「集団生活をする場」、「一人一人が自律する場」に適していること
- II 健康や安全に配慮されていること
- III 時代に合っていて、おしゃれや自分本位になり、「何でもあり」にならないこと
- IV 地域や周りから見られた時に、蒲中生としての姿が考えられていること

(生活のきまり見直し委員会)

1. 通学

- ①通学路を通る。
- ②交通ルールを守り、安全に気を付けて登校する。(I、II)

2. 服装

- ①校内での服装は本校指定のものとする。
- ②制服は以下の通りとする。
 - 〈男子〉 夏服ー上着は白シャツ、黒ズボン、ベルト
冬服ー黒の学生服、黒ズボン、ベルト
 - 〈女子〉 夏服ー上着はセーラー服、スカートは濃紺色、黒ネクタイと胸当てをつける(白線3本)
冬服ー上着、スカートとも濃紺、黒ネクタイと胸当てをつける(白線3本)、(I、IV)
- ③夏服やウインドブレーカー、手袋などの着用は気候や自分の体調に合わせて調節する。(II)
 - ・冬季はスカートの中に黒色無地のタイツやストッキングを着用してよい。
 - ・ウインドブレーカー、ネックウォーマーなどの防寒具の授業、行事、特別活動や部活動での扱いは担当教諭の指示に従う。
 - ・安全に考慮し、マフラーは使用しない。
- ④部活動のみ、Tシャツを使用してもよい。ただし顧問が認めたもの、またはそれに準ずるものの使用は可。
- ⑤通学靴、靴下、通学カバン
 - ・学校生活に適した華美でないものとする。(I～IV)
 - ・通学靴は体育時に使用できるものとする。
 - ・通学カバンはリュックとし、サブバッグを使ってもよい。
- ⑥上履きは年間を通して規定のスリッパを使用し、体育館は専用シューズとする。

3. 身なり(I～IV)

- ①髪は中学生らしいものとする。
 - ・肩より下がる場合はゴムで縛るか編む。
 - ・おしゃれ目的のパーマ、毛染め、脱色はしない。
- ②香水、マニキュアなどの使用はしない。
- ③リップクリーム、日焼け止めクリーム、汗拭きシート等(色や香り付きのものは不可)の使用は貸し借りをせず、人目につかない場所で使用する。
 - ・健康、安全、他者への配慮に気を付ける。
 - ・その他、健康面・衛生面に関するもので必要なものがある場合、担任と相談する。

4. 所持品

- ①不要な金銭、学習や学校生活と関係ないものは所持しない。(I、IV)

5. 諸届け

- ①欠席または遅刻をする場合は、8時10分までに保護者が学校に連絡する。
- ②欠課、早退をする時は、担任に届け出る。
- ③自転車通学をする時には許可を受ける。
- ④アルバイトは認めない。特別な時は学校長の許可を受ける。

6. その他(I～IV)

- 学校外での生活も、蒲中生としての自覚をもって行動する。
 - ・日没後の外出や、金銭の必要な施設に行く場合は、保護者の承認を得る。また、安全を考慮して保護者同伴が望ましい。
 - ・保護者同伴でない外泊は禁止とする。
 - ・金銭の貸し借りはしない。
 - ・SNSの使用については十分に気を付ける。